

第9章 外国人労働政策

第1節 総論

経済のグローバル化、南北間の経済格差、送出し国の政情不安等を背景に、世界的に人の移動が活発化する中で、人の移動に関連した広範な問題に EU レベルで効果的に対処することを目的として、2005年12月、欧州委員会によるコミュニケーション「適法移民に関する政策立案計画」(Policy Plan on Legal Migration) が公表された。

基本条約上、域外からの外国人労働者の受入れ範囲及びその数量に関する決定権限は加盟国に存するが (EU の機能に関する条約第79条第5項)、他方で、EU においては、①入国・在留手続及び長期滞在ビザの発行準則、②適法に居住する第3国市民に係る諸権利の定義、③不法移民対策及び人身売買対策に係る共通政策を策定することとされている (同第2項)。

上記の「適法移民に関する政策立案計画」も、域外からの外国人労働者の受入れ範囲及び人数の決定権限が加盟国に存することを前提に、①～③の諸側面に関して EU レベルでの取組を進める観点から、欧州理事会の求めに応じ、策定されたものである。

第2節 入国・在留手続の合理化

「適法移民に関する政策立案計画」の検討段階においては、すべてのビザカテゴリーに係る入国・在留手続に関し、EU レベルの共通枠組みを設けることも検討されたものの、加盟国の支持が得られず、結果として、同立案計画においては、①特定の労働者 (高度専門職、企業内転勤者、季節労働者) に係るビザについて、透明・効率的、かつ、非差別的な入国手続を整備するとともに、②これら特定の労働者も含め、外国人労働者が入国後に享受することのできる諸権利の明確化等を図るべく、指令を整備する方針が示された。

この方針の下、以下4つの指令案が策定された (一部は既に成立)。

1. 高度専門職に従事する第3国市民の入国・在留に関する指令 (2009/50/EC) (通称：ブルーカード指令)

(1) 目的

高度専門職に従事する第3国市民の円滑な入国・在留に資するための手続の域内共通化、及び、これら労働者に係る諸権利の保障。

(2) 内容

(イ) 対象者 (第3条)

高度専門職に従事する第3国市民であって、3カ月以上の期間、加盟国内で当該職種に就こうとする者 (現に就いている者を含む)。

なお、公私の機関で研究プロジェクトに参加する研究者（修士課程修了者）については、別指令（P128 [参考] を参照）が適用されるため、本指令は適用されない。

（注）「高度専門職」について、次の定義が与えられている。

「高度専門職」：高次の職業資格により証明された、高度で専門的な能力を持つ者に係る職業。

「高次の職業資格」：高等教育（修了に最低限 3 年を要する専門的な教育課程）の修了。（加盟国の法令で規定される場合には、当該高等教育の修了と同等と認められ、かつ、従事しようとする職種に相当する分野での 5 年間以上の実務経験を含む）

（ロ）許可基準（第 5 条）

EU ブルー・カードを取得するためには、次の各基準を満たさなければならない。

①有効な雇用契約

有効な雇用契約が存在すること。雇用契約の申出を受けている場合にあっては、1 年以上の期間に係るものであること。

②能力証明

従事する業務に係る高次の職業資格を有することを、有効な書類によって、証明すること。

③適正な賃金水準

従事する業務から得られる収入が、当該受入れ国となる加盟国の労働者の平均年収の 1.5 倍以上であること。（ただし、第 3 国出身労働者に対するニーズが特に高く、かつ、国際標準職業分類（ISCO）の大分類 1（マネージャー：上級管理職、行政管理官、生産・サービス・接遇・小売等の分野でのマネージャー）及び 2（専門家：科学技術者、医療専門家、教授、ビジネス・行政・情報通信・法律等の分野での専門家）に該当する職種の 경우에는、1.2 倍以上であること）

（ハ）拒否事由（第 8 条）

加盟国当局は、次の理由により、申請を拒否することが認められる。

- ①労働市場テストの実施等により域内労働者の雇用を優先すること
- ②受入れ人数枠を設け、これを超える場合に、申請を拒否すること
- ③送出し国の頭脳流出につながる特定分野での申請を拒否すること

（ニ）申請処理及び EU ブルー・カードの発行（第 7 条及び第 11 条）

加盟国当局は、EU ブルー・カードの許可申請から、90 日以内に、（ロ）の許可基準に照らし、許可の可否を決定しなければならない。

許可を得た者には、EU の共通フォーマットを使用した EU ブルー・カードが与えられ

る。なお、EU ブルー・カードの有効期間は、1 年間から 4 年間の間で加盟国が決定する。

(ホ) 取消事由 (第 9 条)

資格外活動を行った場合や、連続した 3 カ月を超える期間の失業又は EU ブルー・カードの有効期間中における 2 度目の失業が生じた場合には、加盟国当局は EU ブルー・カードを取り消さなければならない。また、生活保護申請があった場合には、当該加盟国当局は、同人に係る EU ブルー・カードを取り消しうる。

(ヘ) EU ブルー・カードの取得によって生じる入国・在留・就労の権利 (第 12 条)

EU ブルー・カードを取得した者は、同カード発行国への入国・滞在のほか、次の条件の下、発行国における高度専門職での就労が認められる。

- ① 当初 2 年間は、当初許可された職種に限り、許可された賃金を下回らない水準の下で就労すること (2 年間を経過した後は、加盟国の判断により、高度専門職における当該加盟国民と同等の賃金水準での就労を認めうる。)
- ② 当初 2 年間は、使用者の変更 (転職) は、加盟国当局による事前の承認を要すること。

(ト) 平等取扱いの原則 (第 14 条)

EU ブルー・カードを取得した者は、以下の点につき、入国・在留先の国民と平等な取扱いを受ける権利が認められる。

- ① 賃金、解雇条件、安全衛生を含む、労働条件
- ② 労働組合の結成・活動の自由
- ③ 職業訓練
- ④ 社会保障
- ⑤ 公営住宅を含む公共財及び公共サービス (加盟国は、公営住宅の提供について制限を課すことが認められており、また、その他の公共財・公共サービスについても、現に雇用されている者に提供を限ることが認められている。)
- ⑥ 帰国後の老齢・障害年金の受給権

(チ) 家族呼寄せ、家族の就労に係る特例 (第 15 条)

家族呼寄せについては、永住権取得の見込みの高い者 (**who has reasonable prospects of obtaining the right of permanent residence**) を対象に当該権利行使に係る条件、手続等を定める別指令 (家族呼寄せの権利に関する指令 : 2003/86/EC) が存在するところ、EU ブルー・カード取得者については、永住権取得の見込みに関わりなく、かつ、同指令において加盟国による設定が許容されている呼寄せ前 2 年間の合法的滞在要件も免除して、同指令に基づく家族呼寄せの権利行使が認められている。また、家族の就労については、

上記別指令において最大12カ月まで設けることとされている待機期間を加盟国が設けることは認められず、入国当初から、加盟国の法令に従い、就労の可否及び条件が決定される。

(リ) 長期滞在許可に係る特例 (第16条)

EU域内に合法的に滞在する者に対する長期滞在許可については、その付与条件に係る加盟国法令の調和を図るための別指令(2003/109/EC)が存在するところ、EUブルー・カード保持者に対しては、例えば、長期滞在許可の前提の1つである、申請先国での滞在期間(5年間)について、申請の直前2年間は当該国に滞在していることを条件に、残余の3年間については他の加盟国での滞在をもって代えることを認める特例を設けるなど、長期滞在許可取得に向けた便宜が図られている。

(ヌ) EUブルー・カードの発行を受けた加盟国から他の加盟国に移動する場合の取扱い (第18条)

EUブルー・カード保持者は、同カードの発行を受けた加盟国における18カ月間の合法的滞在の後、高度専門職に就く目的で、他の加盟国に移動することが可能であるが、この場合、当該他の加盟国に入国後1カ月以内に、同国におけるEUブルー・カード取得のための申請を行わなければならない。

当該他の加盟国当局は、(ロ)の許可基準に照らし、許可の可否を決することとなり、拒否された場合には、当該他の加盟国での滞在・就労は認められない。

(3) 加盟国における関係法令の整備期日

加盟国は、2011年6月19日までに、本指令の施行に必要な関係法令等を整備しなければならない。(第23条)

[参考] 研究者、高等教育機関の学生の入国・在留に関する指令

(1) 公私の機関で研究プロジェクトに参加する研究者

公私の研究機関との契約に基づき、研究プロジェクトに従事する目的で入国する第3国の研究者(修士課程修了者)に係る入国手続を定める指令(Directive 2005/71/EC)において、申請手続、滞在期間、家族滞在に係る便宜等が規定されている。受入れ機関になろうとする研究機関は、まず、加盟国の法令に従い、加盟国当局から承認を受ける必要がある(承認の有効期間は少なくとも5年)、その上で、個々の研究者との間で受入れ契約を締結する。受入れに係る研究プロジェクトは、その目的、期間、必要となる研究者の資質・資格等について、あらかじめ当局による審査を受け、承認されたものでなければならない。加盟国が発行する滞在許可の期間は、少なくとも1年間(1年間に満たない研究プロジェクトの場合には、当該研究プロジェクトの期間)とされ、更新も認められなければならない。また、研究者の家族に対する滞在許可の適否は、当該研究者の滞在期間(既に当該国で一定期間滞在したか否か)に係らしめられてはならず、滞在を許

可する場合には、その滞在期間は当該研究者と同一の期間とすべきこととされている。

(2) 高等教育機関の学生

高等教育機関 (establishment of higher education) において、学位等の取得に至る全日制の課程に従事する目的で入国する第 3 国の学生に係る入国手続を定める指令 (Directive 2004/114/EC) において、申請手続、滞在期間、資格外活動 (アルバイト等) に係る取扱い等が規定されている。申請者は、入国申請の際、滞在中の生活費、帰国費等の経費を負担する資力があることの証明書の提出等を求められる。加盟国が発行する滞在許可の期間は、少なくとも 1 年間 (1 年間に満たない課程の場合には、当該課程の期間) とされ、更新も認められなければならない。資格外活動として、学習時間外にアルバイトに従事することは認められなければならないが、加盟国はアルバイトが認められる週当たりの上限時間を定めなければならないこととされている (ただし、上限として週 10 時間を下回るものを定めてはならない)。また、加盟国は、滞在 1 年目のアルバイトについて制限すること、国内労働市場の状況を勘案することが認められている。

(3) 研究者、高等教育機関の学生等の受入れ促進に係る指令案

2013 年 3 月、研究者、高等教育機関の学生等の円滑な入国・在留を促進するため、欧州委員会は、上記 2 指令を改正する指令案を公表した (今後、欧州議会及び閣僚理事会の場で議論の予定)。同指令案のうち、研究者及び高等教育機関の学生の入国・在留に係る円滑化措置の概要は次のとおりである。

(イ) 研究者及び学生

研究又は学業の終了後、生活費負担能力に係る要件等が引き続き充足されていることを条件に、当該研究者又は学生が求職活動又は起業準備を行うため、引き続き当該加盟国に 12 カ月間滞在する権利を与えることが提案されている。(当該延長された滞在期間が 3 カ月超 6 カ月未満となったときは、当該研究者又は学生は、求職活動又は起業準備に従事していることの証明を求められ得る。また、6 カ月以上となったときは、就職又は起業について真の見通しがあることの追加的証明を求められ得る。)

(ロ) 研究者

家族の就労について、現行指令においては特段の規定は設けられていないところ、ブルーカード指令同様、家族呼寄せの権利に関する指令 (2003/86/EC) の特則として、同指令により最大 12 カ月まで設けることとされている待機期間を加盟国が設けることを認めず、入国当初から、加盟国の法令に従い、家族の就労の可否及び条件を決定することが提案されている。

(ハ) 学生

現行指令では、アルバイトが認められる週当たり上限時間として、加盟国は週 10 時間を下回るものを定めてはならないこととされているところ、これを週 20 時間に引き上げる提案がされている。また、滞在 1 年目におけるアルバイト制限については、撤廃することが提案されている。

2. 企業内転勤による第 3 国の管理職及び専門家の入国・滞在に関する指令案

(1) 目的

企業内転勤の枠組みで EU 域内に入国する第 3 国の管理職及び専門家に係る入国手続の簡便・迅速化、加盟国市民との平等取扱いを通じた域内多国籍企業による高度人材の確保。

(本指令案は、入国の権利を与えるものではなく、申請者に対する審査及び入国者の数量制限については加盟国権限)

(2) 内容

(イ) 対象者

① マネージャー

取締役会による一般的指揮・命令に服しつつ、当該企業のマネジメントを統括する上席クラス

② 専門家

当該企業の活動に特有かつ不可欠な高度な知識を有する者

③ 幹部候補生

高等教育課程を終了した者で、管理職となる準備の一環として、知見を広げるために配属される者

(ロ) 申請手続

① 労働許可と滞在許可に係る申請を一体化し、一のものとする。

② 労働市場テストを免除し、申請処理に要する期間を 30 日以内とする。(複雑な審査を伴う例外的なケースについては、更に 60 日間期限を延長することが可能)

③ 家族滞在に係る申請処理に要する期間を 2 カ月以内とする。また、家族の滞在期間は当該企業内転勤者と同一とする。

④ 申請時に、次の証明書類の提出を求める。

- ・ 加盟国の法令により求められる場合には、当該多国籍企業に当該企業内転勤の直前に少なくとも 12 カ月間在籍していたことの証明書
- ・ 滞在期間中の賃金を明記した転勤命令書
- ・ 滞在先となる加盟国の市民であれば通常カバーされているリスクに係る医療保険に加入していることの証明書

(ハ) 許可の有効期間

許可の有効期間は少なくとも 1 年(滞在期間がこれを下回る場合は当該滞在期間)。マネージャー及び専門家について 3 年、幹部候補生について 1 年を滞在期間の上限とする許可の延長が可能。

(ニ) 平等取扱い

次の点につき、滞在先の加盟国市民と同等の権利が認められる。

① 労使団体・職能団体への参加(当該団体により提供される便益の享受を含む)

② 社会保障制度の適用調整に係る EU 規則(Regulation 883/2004、第 8 章第 4 節参照)に規定する社会保障プログラムの適用

③ 公的年金制度に基づく帰国後の年金給付

④ 公共財及びサービスへのアクセス(公営住宅を除く)

(ホ) 他の加盟国においても就労する場合の手続の簡素化

一の加盟国において許可を受けた企業内転勤者が他の加盟国においても企業内転勤の

枠組で就労しようとする場合、12カ月を超えない期間の就労であれば、当該他の加盟国当局に労働許可の申請を提出すれば、滞在許可の申請は免除される。なお、就労の期間が12カ月を超える場合、他の加盟国当局は、滞在許可の申請を求めることができる。

[参考]

本指令案は、2010年7月に欧州委員会から欧州議会及び閣僚理事会に提出された。その内容は、WTO ドーハ・ラウンドでのオファー内容をベースとしつつ、家族滞在についてより便宜を図るものとなっている。

本指令案については、欧州議会における審議（一読）において、次の修正が求められた（2012年1月）ところ、2012年末現在、閣僚理事会における審議が続いている。

（欧州議会（一読）における審議結果の概要）

① 企業内転勤前の在籍要件の緩和

企業内転勤者が転勤前に満たすべき当該企業での在籍期間を9カ月に緩和（欧州委員会による原案は12カ月）

② 家族滞りに係る申請処理期間の短縮及び家族の就労

家族滞りに係る申請を企業内転勤者本人に係る申請と同時に処理(30日以内)することとし、処理期間を短縮（欧州委員会による原案は2カ月以内）。併せて、家族にも企業内転勤者と同じ期間、許可を与えた加盟国内での一定の就労を認める。

③ 他の加盟国において就労できる期間

新たに滞在許可を申請することなく他の加盟国において就労できる期間を企業内転勤に係る期間の半分を超えない期間に設定して制度の濫用を防止（欧州委員会による原案は12カ月）

3. 季節労働に従事する第3国市民の入国・滞在に関する指令案

（1）目的

第3国から入国・滞在する季節労働者について、その滞在期間やその間における保護措置等、入国・滞りに係る条件を明確化することによる搾取や不法入国等の防止、及び、域内労働者では充足できない求人の充足。

（本指令案は、入国の権利を与えるものではなく、申請者に対する審査、労働市場テストの実施、入国者の数量制限については加盟国権限）

（2）内容

（イ）対象者

EU域外からの季節労働者（欧州委員会の例示によれば、農業、園芸、観光等）

(ロ) 申請手続

- ①労働許可と滞在許可に係る申請を一体化し、一のものとする。
- ②申請処理に要する期間を 30 日以内とする。
- ③申請時に、次の証明書類の提出を求める。
 - ・賃金、週又は月ごとの労働時間、その他の労働条件を明記した労働契約書（又は拘束力ある雇用申込書）
 - ・滞在先となる加盟国の市民であれば通常カバーされているリスクに係る医療保険に加入していることの証明書
 - ・季節労働者が適切な生活水準を確保できる住居を享受できる（自己負担が生じる場合にも、その負担が賃金との比較で過度でない）ことの証明書

(ハ) 滞在期間

滞在期間の上限は年間 6 カ月まで。当該滞在期間の上限の範囲内で、労働契約の延長や雇用主の変更は可能。

(ニ) 権利の保護

季節労働者は、受入国の法令、行政規定、又は、一般効のある労使合意により規定された労働条件（賃金及び解雇条件を含む）及び労働安全衛生に係る条件を保証される。

(ホ) 平等取扱い

次の点につき、滞在先の加盟国市民と同等の権利が認められる。

- ①労使団体・職能団体への参加（当該団体により提供される便益の享受を含む）
- ②社会保障制度の適用調整に係る EU 規則（Regulation 883/2004、第 8 章第 4 節参照）に規定する社会保障プログラムの適用
- ③公的年金制度に基づく帰国後の年金給付
- ④公共財及びサービスへのアクセス（公営住宅を除く）

(ヘ) 再入国者に係る便宜、違反者に対する制裁

①再入国者に係る便宜

加盟国は、次のいずれかの措置により、再入国者に係る手続上の便宜を与えなければならない。

- ・1 度の申請手続で、連続した 3 季までをカバーできるよう、許可証を 3 つまで発行すること
- ・次年度の手続について簡素化された手続を適用すること

②違反者に対する制裁

加盟国は、違反者に対して、次の措置を講じなければならない。

- ・許可決定に伴う義務、とりわけ滞在期間に係る義務を遵守しない者について、少なくとも1年間、再入国を認めないこと
- ・労働契約に伴う義務を遵守しない雇用主について、効果的、比例的、かつ、抑止効果のあるサンクションの下に置くとともに、少なくとも1年間、季節労働者の受入れ申請から排除すること

※本指令案については、2012年末現在、欧州議会、閣僚理事会それぞれにおいて、審議が行われている。

4. 滞在・労働許可の単一申請手続及び外国人労働者の権利に関する指令(2011/98/EU)

(1) 目的

- ①滞在許可申請と労働許可申請の一本化による入国・滞在手続の簡便・迅速化
- ②既に加盟国に合法的に居住している第3国市民に係る権利保護

(2) 内容

(イ) 対象者(第3条)

労働目的での滞在を求める第3国市民(既に労働許可を得ている者や、労働以外の目的(教育等)で入国し、その後、就労を認められるに至った者を含む。)

ただし、以下の者を除く。

- ①企業内転勤者、季節労働者(それぞれ、上記2.及び3.の各指令案により、入国手続等が定められている。)
- ②国外派遣・出向労働者(別指令により、派遣・出向先国の労働者保護等に係る法令の適用が定められている。第8章第5節参照)

(ロ) 許可申請及び申請処理(第5条及び第6条)

加盟国当局は、滞在・労働の許可申請から、最長でも4カ月以内に、国内法令で定められた要件への適合性を審査し、申請に対する可否を決定しなければならない。(ただし、複雑な審査を伴う例外的なケースについては、審査期間の延長も認められる。なお、4カ月以内に申請に対する可否が決定されない場合の効果・取扱いについては、当該加盟国が定める。)加盟国当局は、申請が、国内法令で定められた要件に適合している場合には、EUの共通フォーマットを使用して、滞在・労働許可証を発行する。

(ハ) 許可によって生じる入国・滞在・就労の権利(第11条)

滞在・労働許可を与えられた第3国市民は、許可証発行国への入国・滞在、及び、当

該国で認められた活動の範囲内での就労が認められる。

(二) 平等取扱いの原則 (第 12 条)

滞在・労働許可を得た者は、以下の点につき、入国・滞在先の国民と平等な取扱いを受ける権利が認められる。

- ①賃金、解雇条件、安全衛生を含む、労働条件
- ②労働組合の結成・活動の自由
- ③職業訓練 (加盟国は、職業訓練の提供について、現に雇用されている者又は雇用されていた者に限る (すなわち、新卒者等を除外する) ことが認められる。)
- ④社会保障 (加盟国は、社会保障の提供について、現に雇用されている者、又は、6 カ月以上就業した後に失業者として登録された者を除き、適用範囲を限定することが認められる。また、家族手当については、6 カ月を超える期間の就労を認められた者に限ることが認められている。)
- ⑤公営住宅を含む公共財及び公共サービス (加盟国は、公営住宅の提供について制限を課すことが認められており、また、その他の公共財・公共サービスについても、現に雇用されている者に提供を限ることが認められている。)
- ⑥帰国後の老齢・障害年金の受給権

(3) 加盟国における関係法令の整備期日

加盟国は、2013 年 12 月 25 日までに、本指令の施行に必要な関係法令等を整備しなければならない。(第 16 条)

第 3 節 長期滞在ビザの発行準則

入国・在留手続と並び、EU が共通政策を策定する権限を有する領域である長期滞在ビザの発行準則について、「長期滞在者である第 3 国市民の地位に関する指令」(2003/109/EC) により、①合法的に滞在する第 3 国市民に対する長期滞在許可の付与条件、②長期滞在許可を与えられた第 3 国市民が他の EU 加盟国に移動する場合の滞在条件に関する加盟国法令の調和が図られている。

同指令の概要は以下のとおり。

1. 対象者 (第 3 条)

EU 域内に合法的に滞在するすべての第 3 国市民 (短期滞在が前提となる季節労働者、国外派遣労働者等を除く)。

2. 長期滞在許可付与の前提となる合法的滞在期間(合法的かつ継続的な居住)(第4条)

加盟国は、申請に先立つ5年間、その領域内に合法的かつ継続的に居住していた第3国市民に対して、長期滞在許可を与えなければならない。

なお、当該加盟国からの不在期間が、連続した6カ月未満の期間であり、かつ、その合計が10カ月を超えない期間であれば、当該不在期間により継続的な居住が妨げられたとは見なされない。

3. 長期滞在許可の付与条件(十分な資力、疾病保険への加入等)(第5条)

加盟国は、申請者たる第3国市民が、次の条件を満たすことを求めなければならない。

①本人及び帯同家族について、生活保護等によらずに生活できる安定した資力を持つこと

②本人及び帯同家族について、当該加盟国の国民であれば通常カバーされているあらゆるリスクに備えた疾病保険に加入していること

また、加盟国は、法令に従い、当該第3国市民に対し、社会統合の観点から必要となる諸要件(例えば、当該加盟国の言語について、十分な知識を有すること等)に従うことを求めることができる。

4. 申請処理及び長期滞在許可証の発行(第7条)

加盟国当局は、長期滞在許可の申請から、6カ月以内に、その可否を決定しなければならない。(ただし、複雑な審査を伴う例外的なケースについては、審査期間の延長も認められる。)

加盟国当局が発行する長期滞在許可証は、5年間有効であり、その後、(必要であれば更新申請を求めた上で)自動的に更新される。

5. 取消事由(第9条)

12カ月間連続して、EU域内から不在であった場合には、長期滞在許可は取り消される。

6. 労働市場へのアクセス及びその制限(第11条)

長期滞在許可を受けた者は、公務を除き、就業が認められる。ただし、加盟国は、法令に従い、自国民や他のEU加盟国市民を優先して雇用することにより、長期滞在許可を受けた者に係る労働市場へのアクセスを制限しうる。また、加盟国は、職業訓練へのアクセスについて、適当な語学力を有することの証明を求めることができる。

7. 平等取扱いの原則（第11条）

長期滞在許可を受けた者は、以下の点につき、当該許可を付与した国の国民と平等な取扱いを受ける権利が認められる。

- ①賃金、解雇条件を含む、労働条件
- ②労働組合の結成・活動の自由
- ③職業訓練
- ④社会保障（社会的給付について、中核的なものに限定することも認められる。）
- ⑤公営住宅を含む公共財及び公共サービス

8. 他の加盟国に移動する長期滞在者の取扱い（第14条、第15条、第18条）

（イ）滞在申請及び申請処理

他の加盟国に移動し、滞在・就労しようとする長期滞在許可保持者は、当該他の加盟国に入国後、3カ月以内に、当該加盟国における滞在許可を申請しなければならない。

当該他の加盟国当局は、申請者の資力、疾病保険加入の有無、健康状態等を審査の上、滞在許可申請から、4カ月以内に、その可否を決定しなければならない。

（ロ）滞在・就労に係る制約

他の加盟国に移動して行う滞在・就労には、次の制約が伴う。

- ①当該他の加盟国は、労働市場の状況に応じ、労働市場テストの実施等を通じ、EU市民の雇用を優先しうる。
- ②当該他の加盟国は、滞在許可を与える人数に制限を設けうる。（ただし、本制限は、本指令の採択当時、第3国市民の滞在許可に人数制限を設けていた加盟国に限り、認められる。）

第4節 合法移民の社会統合

合法移民の社会統合については、基本条約上、加盟国の主体的取組により推進することとされているが、EUにおいて、そうした加盟国の取組にインセンティブを与え、支援を行うこととされている（EUの機能に関する条約第79条第4項）。また、欧州2020戦略においては、就業率に係る目標（20歳～64歳の男女について、2020年に75%）を達成する観点から、若者、高齢者、低技能者の労働市場参加の促進と併せ、合法移民の社会統合が言及されるなど、社会統合施策の推進に新たなモメンタムが与えられた。

加盟国の主体的取組への具体的な支援ツールとしては、就業支援、能力開発等に係る「欧州社会基金」（第2章参照）があるほか、2007年には移民の社会統合に特化した基金として「社会統合基金」（the European Fund for the Integration of third-country nationals: 2007年～2013年までの予算枠8.25億ユーロ）が設立された。

同基金においては、①受入れ国の言語、歴史、社会制度、文化、基本的価値等について基本知識を提供するためのプログラム、②翻訳・通訳サービスの利用等による公私のサービスへのアクセス改善、③支援機関のネットワーク化、④受入れ国市民の意識啓発、⑤移民のニーズ把握・分析のための研究等の加盟国の取組に対して助成が行われている（助成率：最大 75%）。

第 5 節 不法移民対策

2006 年 7 月、欧州委員会は、不法移民対策に係る優先取組事項と具体的対応の方向性を整理したコミュニケーション（Policy priorities in the fight against illegal immigration of third-country nationals）を公表した。同コミュニケーションでは、国境管理、不法就労対策、送還政策、第 3 国（送出し国）との連携等を優先取組事項として挙げている。これらに係る現行制度の概要は次のとおり。

1. 国境管理

国境管理・警備の権限は加盟国に存するところ、EU においては、より効果的な国境管理の促進及び加盟国による対応の整合性確保の観点から、2004 年、「国境管理に係る共同対処管理庁（通称：Frontex）」を設立し、①複数加盟国の共同対処（送還を含む）を必要とする事態が生じた場合の加盟国間調整、②加盟国による国境警備官の訓練への支援（訓練プログラムの開発、訓練指導員の養成等）③緊急事態（不法移民の大量流入等）に対処する必要が生じた加盟国への専門家チームの派遣等を行わせている。

また、国境警備に係る負担は、第 3 国に近接する国とそれ以外では大きく異なるところ、第 3 国に近接する加盟国の国境警備に係る負担を軽減する観点から、2007 年、「域外との国境基金」（the External Borders Fund：2007 年～2013 年までの予算枠 18.2 億ユーロ）が設立され、国境警備に係る施設・装備、情報システムの整備、国境警備官の訓練等に係る加盟国の取組に対する助成が行われている。

2. 不法就労対策

不法移民を安価な労働力として採用・就労させる事業主の行為を禁止し、不法就労の助長を抑止するため、2009 年、「不法移民を雇用する事業主に対するサンクション及び措置に関する最低基準を定める指令」（Directive 2009/52/EC）が成立し、①採用時の滞在・就労資格の確認、当局への通知等の事業主の義務、②罰則その他サンクション、③未払い賃金に対する労働者の権利等が規定された。その内容の概要は次のとおり。

（1）不法移民を雇用する行為（不法就労助長行為）の禁止（第 3 条）

加盟国は、不法移民の雇用を禁止しなければならない。この禁止に対する違反行為は、

本指令が定めるサンクション及び措置の下に置かれる。

(2) 事業主の義務 (第4条)

加盟国は、事業主に対し、次の義務を課さなければならない。なお、当該義務を果たした事業主については、提示された書面が偽造されたものであることを認識していた場合を除き、不法就労助長行為として責任を問われない。

(イ) 採用前に、採用しようとする第3国市民から適法な滞在・就労資格を有することを証する書類の提示を求めること

(ロ) 加盟国当局による査察の際に提示できるよう、当該書面のコピーを少なくとも当該雇用の期間保持すること

(ハ) 第3国市民の雇用を開始したことを、定められた期間内に加盟国当局に通知すること (加盟国の判断により、長期滞在資格を有する者を通知の対象から除外することも認められる)

(3) 罰則 (第9条、第10条)

加盟国は、不法就労助長行為が、次の形態で行われた場合には、効果的、比例的かつ抑止効果のある刑罰 (criminal penalties) の対象としなければならない。

(イ) 継続的又は繰り返し行われた場合

(ロ) 同時に多数件行われた場合

(ハ) 搾取的な労働条件の下で行われた場合

(ニ) 人身売買の被害者であることを知りながら行われた場合

(ホ) 年少者について行われた場合

(4) その他サンクション

(イ) 金銭的制裁 (financial sanctions) (第5条)

加盟国は、不法就労助長行為が効果的、比例的かつ抑止効果のあるサンクションの下に置かれるよう、必要な措置を採らなければならない。当該サンクションには、雇用された不法移民の数に応じて増額される金銭的制裁、送還を伴う場合における送還費用の負担を含むものでなければならない。

(ロ) 政府助成の資格停止等 (第7条)

加盟国は、次の措置の下に置くことが適切と考えられる場合に、違反事業主が当該措置の下に置かれるよう、必要な措置を採らなければならない。

- ① 政府による助成、支援等への資格停止（5年間まで）
- ② 公契約からの排除（5年間まで）
- ③ 政府から受けた助成、支援等の返還（違反摘発に先立つ12月分まで）
- ④ 事業所の閉鎖（重大な違反の場合）

（5）未払い賃金に対する労働者の権利等（第6条）

加盟国は、事業主が、①未払い賃金（賃金額は少なくとも最低賃金レベルの合意が当事者間にあったものと推定される。また、雇用期間は少なくとも3カ月間継続していたものと推定される）、②当該不法移民の雇用に係る税・社会保険料、③未払い賃金を海外送金する場合の送金費用についての支払い義務を負うことを確実なものとしなければならない。

（6）下請に係る特例（第8条）

加盟国は、当該不法移民が、下請業者の労働者として就労していた場合には、(4) (イ)の金銭的制裁、及び、(5) ①③の未払い賃金等について、当該下請業者の直接の発注元が、当該下請業者とともに、又は、これに代わり、負担しうることとしなければならない。

また、当該不法移民が、重層下請構造の下、ある下請業者の労働者として就労していた場合には、当該者が不法移民であることを認識していた元請業者及び1次下請、2次下請等の中間業者が、当該下請業者とともに、又は、これに代わり、上記の責務を担いうることとしなければならない。

3. 送還政策

不法移民に係る退去決定権限についても加盟国に存するところ、EUにおいては、不法移民の送還に係る共通手続を定めている（Directive 2008/115/EC）。その内容の概要は次のとおり。

（1）自発的出国の機会（第7条）

退去決定を行う場合、加盟国は当該退去に係る不法移民に対して、7日から30日の間で、自発的出国のための期間を与えなければならない。ただし、逃亡の恐れがある場合、偽造文書を用いていた場合、公共の安全にリスクを及ぼす場合には、当該期間を短縮又は与えないことができる。

（2）再入国の禁止（第11条）

退去決定を行うのに併せ、加盟国は当該退去に係る不法移民の再入国を禁止すること

ができる（ただし、自発的出国の機会が与えられない決定がされた場合、又は、当該不法移民が退去決定に従わない場合に限る）。再入国禁止期間は、当該不法移民が公共の安全に深刻な脅威を与える場合を除き、原則として5年を超えてはならない。

（３）送還（第８条）

自発的出国の機会が与えられない決定がされた場合、又は、与えられた自発的出国の機会の期間内に当該不法移民が出国しない場合には、加盟国は、当該不法移民を送還しなければならない。

（４）身柄の拘束（第１５条）

退去に係る不法移民に逃亡の恐れがある場合、又は、送還準備の妨げとなる場合であって、他のより制限的でない手段では不十分な場合には、加盟国は当該不法移民の身柄を拘束できる。拘束期間は、6月を超えてはならないが、送還手続が完了しない場合には、12月まで延長できる。特別な拘束施設が用意できない場合には、受刑者と区切られた空間において刑務所を使うことができる。

（５）デュー・プロセス（第１２条、第１３条）

退去、再入国禁止、送還に係る決定は、書面により、利用可能な救済手続に係る情報とともに通知されなければならない。退去決定については再審査に係る機会が与えられなければならない、無料の法的扶助が提供されなければならない。なお、再審査機関は退去決定を一時的に差し止める権限を有するものでなくてはならない。

なお、自発的出国の促進をはじめ、送還政策に係る加盟国の取組を支援するため、2007年、「帰国基金」(the European Return Fund: 2007年～2013年までの予算枠6.76億ユーロ)が設立され、①自発的出国に向けた情報提供及びカウンセリング、帰国費・食料費等の提供、②年少者、妊娠女性等への特別な支援、③帰国後の起業・就業に向けた訓練等を行う加盟国への助成が行われている（助成率：最大75%）。

[主要参考文献]

○欧州委員会：Policy Plan on Legal Migration, COM(2005) 669

○欧州委員会：Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework an intra-corporate transfer, COM(2010) 378

○欧州委員会：Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of seasonal employment, COM(2010) 379

○欧州委員会：Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARKIAMENT AND OF THE

COUNCIL on the conditions of entry and residence of third-country nationals for the purposes of research, studies, pupil exchange, remunerated and unremunerated training, voluntary service and au pairing, COM(2013) 151

○閣僚理事会：COUNCIL DECISION of 25 June 2007 establishing the European Fund for the Integration of third-country nationals for the period 2007 to 2013 as part of the General programme ‘Solidarity and Management of Migration Flows’(2007/435/EC)

○欧州委員会：Policy priorities in the fight against illegal immigration of third-country nationals, COM(2006) 402

○閣僚理事会：DECISION No 574/2007/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 May 2007 establishing the External Borders Fund for the period 2007 to 2013 as part of the General programme ‘Solidarity and Management of Migration Flows’

○閣僚理事会：DECISION No 575/2007/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 May 2007 establishing the European Return Fund for the period 2008 to 2013 as part of the General programme ‘Solidarity and Management of Migration Flows’